

原発事故による被災農地用

農業公社のお知らせ第1報

平成23年5月19日

(財)福島県農業振興公社

(財)福島県農業振興公社を利用して農地の利用権（賃貸借）の設定
や農作業受委託を契約いただいている皆様へ

東京電力福島第一原子力発電所事故で被災した農地に係る
平成23年度の賃借料及び農作業料金の取り扱いについて

この度の東日本大震災により被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

日頃、当公社をご利用頂いておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の東日本大震災に続く原発事故で被災した農地につきましては、甚大な被害状況から、本年の水稻作付の制限により耕作ができない状況となっております。

このようなことから、当公社との今年の賃借料については、農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画書の共通事項等に基づき、下記により取り扱いすることといたしましたので取り急ぎお知らせします。

また、これら取り扱いの詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

なお、利用権設定をした契約の内容などの資料につきましては、今後、原子力損害の賠償請求等で必要となる場合には、提供させていただきますのでお申し出下さい。

記

- 1 原則として賃借人(耕作者)と賃貸人(農地の所有者)の皆様の意向を基に、当公社を加えた協議により取り扱いを定めます。
- 2 農用地利用集積計画書の共通事項及び民法609条の規定により不可抗力によって収益を得られない場合、賃借人(耕作者)は、賃借料の減額をもとめることができるとされております。この請求がなされた場合は、その請求に添って皆様と協議を進めます。
この請求の意向につきましては、後日改めて、賃借人(耕作者)の皆様にご照会をさせていただきます。
- 3 農作業受委託の作業料金については、作付けができなければ契約が履行できませんので、料金の精算もできないこととなります。

1 この取り扱いとする区域

稲の作付け制限が課せられている警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

2 この取り扱いとする根拠

「民法609条」

収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃借料についてはこの限りでない。

「不可抗力」とは

水害、冷害、干害、虫害、その他賃借人の責めに帰さない事由を広くふくむものであり、地震、津波、原子力発電所事故も賃借人の責めに帰さない「不可抗力」と解されています。

「一般的な損害賠償の考え方」は

収穫に関する賠償請求は、賃借人が、賃料を得られない損失については、賃貸人たる土地所有者が行うことと一般的に解されています。

問い合わせ先

財団法人福島県農業振興公社 農地調整課業務班

TEL 024 - 521 - 9845